

1. 集団訴訟の原告団に参加を

(1) 45名の原告でNHKを提訴した第1回口頭弁論が行われます

NHKがニュース番組において放送法を守る義務があることを確認する裁判に、昨年12月27日、45名の原告で奈良地裁にNHKを提訴しました。その**第1回口頭弁論が3月23日(木)11時15分から奈良地裁大法廷**(傍聴席70席)で開催されます。原告の皆さんには、近々、出欠確認のご案内をいたします。

(2) 100名規模の原告団を目指して

3月10日(金)、第2次の集団提訴を予定しています。現在25名の方々が原告に参加していただけていますが、第1次と合わせ70名で、100名規模には、まだまだです。公共放送を視聴者・市民に取り戻す裁判に勝利するためには、大きな原告団をつくるのが大切です。

訴訟の原告となることには、身構える気持ちが働きますが、今回は、集団訴訟の一員です。新聞に氏名がでるようなことはありません。(原発運転差止めの集団訴訟と同じです。)裁判は、代理人の弁護団が進めますので、仕事の関係で、裁判に出席できなくても大丈夫です。気楽に考え、NHKをただず運動として原告団の一員となりこの裁判勝利に向け一緒に取組んでいただけないでしょうか。

なお、本件に関する問合わせは、最上段右側に記載の事務局(平川)まで連絡下さい。

2. 今後の日程

(1) 放送法等遵守義務確認請求事件 第3回口頭弁論が行われます

昨年7月、宮内 正厳さんが、NHKを相手取り、放送法等遵守義務確認請求事件を提訴しました。その**第3回口頭弁論が2017年3月23日(木)11時より奈良地裁大法廷**で行われます。弁護団より、NHKニュース報道の酷さの実証などを陳述します。当日のスケジュールは、次の通りです。多数の方々の参加をお待ちしております。

11時～11時15分	宮内裁判第3回口頭弁論	奈良地裁大法廷
11時15分～11時40分	集団訴訟第1回口頭弁論	〃
11時40分～12時10分	裁判報告会	県教育会館4階大会議室

(2) 講演会のお知らせ

NHK問題を考える奈良の会が主催する講演会を次の通り開催いたします。

- ・日時 2017年3月4日(土)13時30分～15時50分
- ・場所 県文化会館2階 集会室A・B
- ・テーマ 公共放送NHKに望まれること
- ・講師 小林 緑 元NHK経営委員・国立音楽大学名誉教授
- ・参加費 1,000円

(3) 大阪高裁での審理

放送受信料請求事件(原告NHK、被告宮内正厳)は、昨年9月、奈良地裁で敗訴し大阪高裁に控訴していました。その後、宮内さんは受信料を支払ったので、NHKに裁判取下げを請求しましたが取下げません。2月14日、大阪高裁で審理が行われ、放送受信料請求事件は、棄却される可能性が高く、審理はこの1回で終了する見通しです。

以上